

令和7年第5回市議会(定例会)

報 告

報告第 43 号

令和7年12月19日

加 古 川 市

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり令和7年12月5日専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月19日提出

兵庫県加古川市長 岡田康裕

記

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

専決第23号

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年12月5日専決

兵庫県加古川市長 岡田康裕

記

別紙のように、損害賠償の額を定め、及び和解すること

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

損害賠償の額を下記のとおり定め、これに伴う和解を行うものとする。

記

1 損 害 賠 償 の 額 2 0 3 , 0 5 7 円

2 損害賠償の相手方
[REDACTED]
[REDACTED]

3 損害賠償をする理由 市職員が運転する自動車が相手方車両に接触し、損傷を与えたため
(加古川市別府町別府 858 番 2 地先 市道別府 1 号線
上)

◎参考

地 方 自 治 法 抜 す い

(議会の委任による専決処分)

- 第 180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。
- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

昭和43年3月29日
専決事項指定のこと ()
可 決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

記

- 1 (省 略)
- {
- 6 (省 略)
- 7 目的物の価格が1件 150万円以下（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金額及び自動車損害共済総合業務規程（平成16年社団法人全国市有物件災害共済会規程）に定める共済責任額の範囲内）の調停及び和解（前項に規定するものを除く。）に関すること。
- 8 1件 150万円以下（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法に規定する保険金額及び自動車損害共済総合業務規程に定める共済責任額の範囲内）で法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 9 (省 略)